

「士」憶良の論

——士の不遇によせて——

辰 巳 正 明

一 はじめに

「士」憶良の論

憶良の「沈痾自哀文」及び「悲歎俗道仮合即離易難留詩一首并序」「老身重病経年辛苦及思児等歌七首」(5八九七—九〇三)の三作は、天平五年三月の日付けを持つ憶良宅での作であることが知られる。憶良の晩年の作である訳だが、これらの諸作が「老病」を主題として生への執着を語るところに、憶良の帰結を確認することができるであろう。

この三作のなされた前後に憶良は「沈痾之時歌一首」を詠んでいる。これもまた老病の苦を語るものであって、三作と同様に生への執着の中に自身の存在を確認するものである。

山上臣憶良沈痾之時歌一首

士やも空しくあるべき万世に語り継ぐべき名は立てずして

(6九七八)

右一首山上憶良臣沈痾之時、藤原朝臣八束使河辺朝臣東人_レ令_レ問_レ所_レ疾之状_レ於_レ是憶良臣報語已畢、有_レ須拭_レ涕悲

歎口吟此歌_一。

これは筑前国司の任が果て帰京の後、病床に臥していた折に八束からの見舞いを受けて詠んだものと見られる。憶良の病状は「沈痾自哀文」に「初沈痾已来年月稍多(中略)四支不_レ動百節皆疼身体太重猶_レ負_三鈞石_二」と記すことから知られよう。かかる憶良が八束の使者の東人を目前に涕泣して右の歌を口吟したと云うのである。「士」たる者は「万世」にも語り継がれる「名」を立てるべきだと云うのだが、この憶良の口吻はかつての作品に見た内容からは理解し難いものがあるろう。少なくとも、憶良の経歴から考えてもその昇格は順当である。むしろ帰化系官人として従五位下を得て筑前国司の地位にあったのは僥倖であったに違_{注1}なく、他の帰化系官人に比し充分に恵まれていた筈である。そのような憶良が今ここに「士」としての名を求め_{注2}るのは、憶良を生活性或は社会性詩人として評価することとは明らかに齟齬することになるであろう。

二 士の自覚

天平五年の三作品はそれぞれに関連性の強い作品である。それゆえ、伊藤博氏は「この三篇は『天平五年六月丙申朔三日戊戌作』の後書きによって統括されておりテーマも生病老死貧富への苦悶という点で一貫しているが故に、連作たることを疑いえない」とし、「三日戊戌」は六月三日撰定を意味するとされる。更にこの連作は憶良の「遺書」の歌であり「憶良文学の到達点を如実に示す」ものであると指摘されている。^{注3} その意味では生病老死と云う人間苦が憶良の主要な詩題であり、それを直接的に導いたものが憶良晩年の「沈痾」と云う病苦であったことは確かであろう。

そのような病苦や老身の中で「士」たらんとした夢が潰え去り人生の空しさが認識されたのだろう。この「士」の意識こそ憶良の作品の構造へ深くかかわるものであったと云えるのである。

ただ、憶良がここで「士」を自覚するに到った経緯は明確でない。また、この「士」と云う意識も古代の文献の上から具体的な内実を明確にすることは困難である。従って、憶良が云う士として名を立てると云うことも当時の官人が普遍的に領有していた意識であったかどうか問題があらう。集中の例を見ても「士」は「士大夫」を意味するものではなく、一般に男子の称として用いられ、「大夫」の表記も「丈夫」の誤記とも考えられていて、それらを「マストラヲ」と訓むべきこと^{注4}によって官名の「大夫」に関係なく「大丈夫」の意に用いられたものである。^{注4} 『懐風藻』には「三能士」「周行士」「礼法士」などが見られるが、これは集中の「風流士」「遊士」などの用法と相違するものではない。更に、「名」に於いてもやはり「立名」と云う意識は見られず、異質な意識がそこに介在している^{注5}と見られるのである。

このような傾向からみて当時の官人が「士」の意識を一般的に領していたとは考え難く、この時点に於いて憶良の「士」の意識を位置づけることは困難であらう。後に家持は「沈痾の時の歌」に追和し「慕振勇士之名歌」(18四一六四―五)を詠むのだが、それは憶良が「士やも」と嗟嘆した「士」を「勇士」の語に置き換えることにより題詞を記す通り、「士」は「勇士」に置き換えなければ具体性を持たなかったと云うことであらう。むしろ、家持の「士」の意識は大伴氏と云う、かつて武勇を以って朝廷に奉仕した氏族意識を基底としたものであり「剣刀腰に取りはき 足引の八峯踏み越え」と云う大伴家の誉るべき武勇を「後の世の語り継ぐべく名を立つべし」と詠むのであり、勇士として後世に名を立てるべきだとするところにその本領があるのである。だから、「名を立つべし」と云う「名」は家持自身の個人の名を指すのではないのであり、今ここで憶良と家持の「名」を等質の意識として扱うことはできないと思われる。

かかる事情から考えて、憶良の「士」の意識は奈良朝官人が等しく志向した意識として把握することはできない。むしろ、この「士」の意識は漢籍に求められるべきものである。例えば、土屋文明氏はその出典として『淮南子』(脩務訓)の南榮疇説話を指摘する。

名は務めて立つべく、功は強めて成る可し。故に君子は志を積み正を委んで、以て明師に趣き、節を励まし高きを広げて以て世俗を絶つ。何を以てか之を明さん。昔南榮疇、聖道の独り已に亡きことを恥ぢて、身、霜露に淬ひ、躡蹠を敷け、山川を跋涉し、荆棘を冒蒙し、百舎旣を重ねて、敢て休息せず。南、老聘に見えて教を受くること一言、精神晝冷し、鈍聞条達す。欣

然として七日まで食はずして、太宰を饗くるが如し。是を以つて、明は四海を照し、名は後世に施し、達は天地を略し、察は秋毫を分つ。称誉葉語り、今に至るまで休まず。此れ所謂名は強めて立つ可き者なり。

土屋氏は憶良自身が既に士君子たる自覚にあつたのだとし「自分も南榮疇ほどではないにしても、一生を学業につとめたと思ふに、不幸彼の如くに、世々語りつがれるべき名は立たずにしまった。それにして士君子と思ふ自分も、今はただ徒に世を終ることであり」と云う憶良の心情を推測され、この説話の「名は務めて立つべく、功は強めて成るべし」及び「称誉葉語り今に至るまで休まず、此れ所謂名は強めて立つべき者なり」とある所から「後の世に語り継ぐべき名」の句を成したと指摘されるのである。^{注5}

「沈痾の時の歌」はその左注が記すように、八東が河辺東人を使者として憶良の見舞いに遣わした折に詠まれたものであったが、今憶良は八東に対し「士君子」たる自覚を標榜したのであるのだろうか。「士」を意識した憶良が、それを積極的に認識したのか、又は消極的な認識であつたのか問題がある。井上通泰氏は「措辞豪壮、豈七十四翁の意気ならむや」と評したが、^{注6}初句の「士也母」の解釈の相違によってその意味が異つて来るが、やはり「士也母」は「ヲノコヤモ」の訓に従うべきであり、「ヤモ」は反語を含む詠嘆であるから「士」を意識しながらも老病の中で喪失して行くその意識への詠嘆が反語的表現に示されたのだと云えよう。

この『淮南子』は当時の人々に読まれた書物であることは確かであるろうし、南榮疇説話の語句の類似などからみても、それを典拠とすることは不可能ではないのだが、しかしこうした特定の漢籍に基

づいて憶良が「名」を求めたとするのは、漢籍に屢々見られる「士」や「名」の意識を考慮に入れない過ちがある。井上通泰氏は「名者不立而」の出典として『魏書』（賈逵伝）の「患名之不立」を指摘する。^{注8}「立名」への意識は中国では古くから見られ「古詩」（『文選』二十九卷）には人生の空しさと共に、

盛衰各有時立身苦不_レ早人生非_三金石_一
豈能長寿考奄忽随_レ物化榮名以_レ為_レ宝

と云う。これは『万葉代匠記』の引用するものだが、「立身」「榮名」と云う所にそれが認められよう。また人生の過ぎ易く命のほかないことを述べる次の詩も、

但恨_三功名薄_二竹帛無_レ所_レ宣_一（『文選』「長歌行」）

と、功名を立てて竹帛に名を連ねることのないのを嘆くのである。こうした「立名」について、小島憲之氏は次の例を指摘して、

立名者行極也（司馬子長「報任少卿書」）

士無_三賢不肖_二皆榮_レ立_三名於世_一（朱叔元「為_三幽州牧_二与_三彭寵_一書」）

功名惜_レ未_レ立_三玄髮已改_レ素_一（江文通「雜体詩」）

など、かかる「立名」は漢魏六朝以来の男子大望の一つであつたとされるのである。^{注9}また、この憶良が求めた「名」と全く対立するものとして、中西進氏は阮籍の詠懐詩「千歳万歳後榮名安所_レ之悟_三羨

門子_一嗷_今自_レ嗤_一」を指摘される。^{注10}阮籍は丘墓が山岡に蔽われていて姿を見て、万代も一代に同じであることを悟り榮名を求めることがいかに空しいものであつたかを知つたのである。しかし、人生は

空しい故に榮名を求めざる憶良は、その「名」によって自身の存続を後の世に託そうとしたのである。

三 士の不遇——1

確かに「沈痾の時の歌」は憶良が「士」としての「名」を立てず
に空しく人生を終えようとする悲嘆を詠んだものではあるのだが、
しかし、その背後に漢籍に見る「士」の意識が自覚されていること
は確かである。それだけに「士」として「立名」を望みながらも空
しく終わらざるを得ないと云う憶良の悲歎は、より具体的には「不
遇」の自覚であったと云うことができよう。所謂「士の不遇」と云
う中国詩文の伝統的な意識に支えられた認識が確かめられるのであ
る。

「不遇」であることを悲しむ詩は『懷風藻』にも藤原宇合によつ
て詠まれている。

賢者悽三年暮 明君冀二日新 周占載三逸老 毀夢得二伊人
搏拳非レ同レ翼 相忘不レ異レ鱗 南冠勞三楚奏 北節倦二胡塵
学類三東方朔 年余三朱買臣 二毛雖三已富 万巻徒然貧

この題に「悲不遇」とあるが、これを「遇はざることを悲しむ」
と訓むべきではなく「不遇」とすべきことは、二毛に至っても万巻の
書があるのみで貧窮であることを嘆くことによつても知られる。¹¹ 勿
論、宇合が不遇であったか否かは疑わしいが、次の五言詩にも、

奉西海道節度使之作

往歳東山役 今年西海行 行人一生裏 幾度倦三辺兵

と詠む。やはり「不遇」を詠んだものであることは先行詩の「南冠
勞楚奏北節倦胡塵」を自身の立場で述べたものであることによつて
も理解できる。宇合は蝦夷持節大將軍、節度使などの任を帯び地方

へ赴くことが多くあったことによるのであろう。万巻の書物を読ん
でも依然として貧しいことを叙べ、身を立てることのできないのを
「不遇」と意識する宇合は、身を立てることを空しからざることと
するのである。

だが、これも中国詩文に支えられた認識であった。宇合自身靈龜
二年の遣唐副使を拝命し、『懷風藻』には五言・七言詩六首及び二つ
の序が載り、宇合伝には「博覽墳典才兼文武一矣(中略)特留
心文藻天平之際独為翰墨之宗有集二卷」(国史大系本『尊卑分
脈』)と記す。宇合は当時の詩人文人の一人であり、中国詩文の世
界に於ける「不遇」の意識が「悲不遇」詩に意識されたのである。

中国詩文に於いて「士の不遇」を詠むのは、司馬遷や董仲舒に見
られる。その「士」の不遇に感じて陶淵明は「感三士不遇二賦」を詠
んでいる。殊に淵明は「詠貧士」に於いて古の貧士を掲げ、それら
の貧士に共感することにより自身の貧士たることを表白しているの
だが、周知の通り淵明の作品には「士」を内容とするものが多い。

これは淵明が貧士や高士と云う高潔の士であろうとする意識による
ものであり、そのような「士」の伝統は漢籍に数多見られるところ
である。¹² その中で「功名」が立たずに人生を終えようとする空しさ
を悲歎する詩は先掲の通りであるが、「士」としての高潔を守った
司馬子長(司馬遷)や董仲舒はその功名のならざること、「士の不
遇」として悲歎するのである。董仲舒は「嗚呼嗟乎遐哉邈矣時来曷
遲去之速矣」と歎き、

貞士以耿介而自束雖三日三省於吾身三辭三懷三進退之唯谷三寔繁之
有也徒指貞白以為墨目信嫻而言三眇口信辨而言三訥」(「士不

遇賦」『芸文類聚』卷三〇)

と「士」の不遇をのべる。更に、司馬子長もその賦に、

悲夫士生之不_レ辰愧_ニ顧影_ニ独存恆_レ剋_レ己而復_レ礼懼_レ志行而無聞
諒才賤而世戾_レ將_ニ逮_レ死而長勤_ニ雖_レ有_レ行而不_レ彰徒有_レ能而不_レ
陳何窮達之易_レ惑信美惡之難_レ分（「悲士不遇賦」同）

とのべる。先の董仲舒はその伝によると「清廉」「正直」と記され^{注13}、
司馬遷は李陵の孝悌を述べ弁護した罪により刑に処されたが、その^{注14}
伝に「士」の条件として「立名者行之極也」を掲げている。^{注15}

この高潔の士がその時代に受け入れられずに「不遇」の中で身を
過ごすのであるが、淵明はこれらの高士の不遇に共感し自身の「不
遇」を叙べるのである。淵明は過去の董仲舒・司馬遷・屈原などの
不遇に触れ、その序に「懷_レ正志道之士或潛_ニ玉於當年_ニ潔_レ己清_レ操
之人或没_レ世以徒勤」と云い、だから「士」は不遇なのだ結論す
る。そうした古人の不遇は、つまりは淵明自身の境遇でもあるとこ
ろから、ここに筆を取らずにはおれなかったのだと云う。そして、
その賦に於いて自分はいかなる折にも榮譽を避け、努めて高潔を保
つて来たが、その「士」に対する評価は「妙算者謂_レ迷直道者云_レ妄
坦公而無_レ猜卒蒙_レ恥以受_レ謗」と云った結果に終る。それゆえに「哀
哉士之不遇」と嘆くのである。

このような「士」の自覚が漢魏六朝の男子大望の一つであったこ
とから見れば、「士」に対する意識が極めて明確に現われて来るの
は当然のことであろう。中国文学が常に政治と深いかわりを持つ
ていることは重要であり、その政治機構の中で殊に考試制度に見る
進士の制などは「士」を認識する上に重要な役割を果たしたと思われ
る。そうした士の意識と同時に、「士」たらんとしつつも政治の中
へ受け入れられない、所謂「士の不遇」が文学の類型として登場す

るのも理解できよう。その類型の上で詠まれたのが藤原宇合の「悲
不遇」の詩であったし、当然、憶良の「沈疴之時歌」も「士」の不
遇の類型を負うものであることは確かであろう。

四 士の不遇——2

漢詩文の世界を継承した宇合の不遇は、それが真実を伝えたもの
であるか否かは知り難いが、その意識は古代の官僚機構の中で意識
されたものであるとは認め難い。古代に於いて「士」の意識が稀薄
であったのは、当時の律令機構が「士」の意識を促すべき要素をも
たなかったことにあるのだろう。そうした中で、憶良が「士やも」
と嘆いた「士」の意識は如何ほどの具体性をもち、それがどのよう
な意味を持つものであったのだろうか。

憶良が筑前へ下向後国司としてその職務を實直に務めていること
は、いくつかの作品の中から推測することができる。嘉摩三部作の
「令反惑情歌」の漢文序は「山沢亡命の民」へ「指_ニ示_ニ三綱_ニ更開_ニ
五教_ニ」と云うのだが、これは「戸令」の「知_ニ百姓所_ニ患苦_ニ敦諭_ニ
五教_ニ」（国史大系本『令義解』）が意識されていることは確かであ
り、亡命の民へ「家に帰りて業をしまさに」（580—）と云う諭（教
導）は当時流石の百姓に屢々出された禁止令からも推測できること
である。また、「戸令」の規定に従い属郡を巡行し風俗を観ることは
「鄙歌」（586—700）の序に見られるところである。序は「…
…巡_ニ行部_ニ下_ニ察_ニ其風俗_ニ意内多端口外難_レ出_レ」とあり、属郡を巡行
した結果その風俗を観て意内多端であったと云うのである。この
「風俗」は「謂_ニ百姓土風土俗_ニ」（国史大系本『令集解』）である。百

姓の風俗を觀て、意内に思うことが多いと云うのは、百姓の貧窮の実態を巡察によって確かめた結果であろう。憶良はこれを「五藏の鬱結」であると云う。後の「貧窮問答歌」との関連が予測される。更に「敬和為熊凝述其志歌」(588六九一)は「戸令」の「篤道」の推挙及び「賦役令」の「孝子」「順孫」の推挙との関連が深いものである。「戸令」に「部内有下好学篤道孝悌忠信清白異行発聞於郷閭者上举而進之」(国史大系本『令義解』)の規定が見られ、熊凝歌にかかわりをもつ。^{注16}これと同様に「筑前国志賀白水郎歌」も、白水郎の信義が篤道として捉えられているところに、憶良の官僚的側面が確かめられるのである。^{注17}

これらは、いずれも国司の職務を定める「戸令」の条文と極めて密接に関連するものであって、憶良の作品が「戸令」とのかかわりの上で成立していることを意味するものである。むしろ、政治への意識が憶良の文学を支えているのだとも云えるであろう。このことは、憶良が国司の職務を実直に遂行しようとした姿勢の表われであると見ることができるのである。

この憶良に於ける律令への強いかわりの中に、憶良が抱いた「空しからざる」士の具体的なイメージが見出されるのである。高野正美氏は、『統紀』の道君首名伝を指摘して、

首名少治_二律令_一曉_二習吏職_一。和銅末出為_二筑後守_一。兼治肥後国_一。勸_二人生業_一為_二制条_一教_二耕營_一頃_二畝樹_一菓_二菜_一下及_二鶏_一肫_一。皆有_二章程_一曲_二尽_一事宜_一既而時安行如有_二不_レ遵_レ教者_一上_レ随加_二勤_一当_一。始者老少竊怨_二罵_一之_一。及_レ収_二其_一莫_レ不_レ悦_レ服_一。一兩年間國中化_レ之_一。又興_二築_一陂池_一以_レ広_二溉_一灌_一。肥後味生池及筑後往々陂池皆是也。由_レ是人蒙_二其_一利_一于_レ今温給。皆首名之力。故言_二吏事_一

者成以為_二稱_一首_一。及_レ卒_二百姓_一祠_レ之_一(養老二年四月)

と録す、首名の生業への勸課や耕營への教導が百姓の窮乏を救ったのであり、この偉業を憶良は「士」の具体的な姿として当てたのだとされる。^{注18}この指摘は正しいであろう。首名は少くから律令を学び吏職に通じたと云う。その首名が農民に生業を勧める姿は、憶良が亡命の民へ生業を勧めたのと同じ(580一)である。

かかる生業への勸課が国司の職責として重要であったのは、当時の政治姿勢が「徳政」を目指したところにある。例えば「自_レ今以後当遣_二巡察使_一觀_二省_一風俗_一宜_レ勤_二敦_一徳政_一庶_レ彼_二周_一行_レ亡_一(靈龜元年五月)とある記録は、国郡司に下された勅である。^{注19}その「徳政」を実際に手がけ百姓の窮乏を救ったのが首名であった。

この「徳政」は、具体的には「善政」によっている。靈龜元年五月の勅は、この「善政」につき「撫_二導_一百姓_一勸_二課_一農桑_一心存_二子_一育_一能救_二飢寒_一實_二是_一国郡之善政也」と録す。この勅により巡察使が各郡郡を巡察して国郡司の功過を調べ、その結果を朝廷に報告奏上する訳である。この報告に基づいて朝廷が国司の評価を決定することは「依_二巡察使奏狀_一諸国司等随_二其_一治能_一進_レ階_レ賜_レ封_一(文武四年八月)とある通りである。この折の奏上では阿部朝臣御主人・大伴宿禰御行・船連秦勝らが「並褒_二善政_一也」として階を進められ封を与えられている。そしてこの評価については靈龜元年五月の勅に、

宜_レ其_二勸_一催_二産業_一資産_二豊足_一者為_二上_一等_一雖_レ加_二催_一勸_二衣食_一短_二乏_一者為_二中_一等_一田疇_二荒廢_一百姓_二飢_一因_レ致_二死亡_一者為_二下_一等_一十人以上則解_二見_一任_一

とあるのがそれである。このような「善政」に関する記録は他にも多く見られ、^{注20}それらは「善政の官人」として天皇が自から「天皇

御正殿詔賜善政之官人物」(『統紀』神龜四年三月)とある通り、善政の官人にとって最も名譽な褒賞であった。しかも、これが単に褒賞による名譽のみではなく、この「徳政」は「存字育」或は「諭五教」とある通り、それは儒教精神を実修して善政が認められたことを意味するものである。これは部下の「篤道」を推挙することと関連しよう。篤道者の挙進は国司による儒教の徳目の教導の結果だからである。

このような律令へのかかわり、或は儒教的徳目へのかかわりは、実は「サカシラ」と言うことでもあった。旅人が、「讃酒歌」(333八―五〇)に於いて「賢良」を否定したのは当時の徳政に対する自虐的立場からであった。^{注21}だから「賢良」自体は天皇の徳政を導く「賢良方正の士」(『統紀』大宝三年七月)がその実体である。従って、律令へ積極的にかかわる憶良が、部内の篤道者に対し、その篤道に「情進」「情出」と記すのは、情から進み出る行為が「サカシラ」として捉えられたからである。^{注22}憶良は旅人の「賢良」に對峙しつつも「サカシラ」への意識を積極的に首肯していたのである。

そのような「サカシラ」への意識が、憶良の「士」の実体であったと云えるだろう。その「士」は徳政を実直に遂行することによって天皇から褒賞を与えられる「善政の官人」であり、或は、天皇の徳政を導く「賢良方正の士」であり、それらを内含した「サカシラ」と云う勝れた官人の姿であったのである。それだけに、憶良は儒教的徳目の教導や律令の実修に努めていたと考えられ、その意識が先のいくつかの作品に表われたと見るべきであろう。憶良が社会的な歌人、或は生活的な歌人として評価される所以も、その基底に

「百姓教導」と云う戸令の規定が意識されているからであって、その意識が憶良の作品に社会性や生活性を齎す結果となったのである。

このような意識を抱きつつ「百姓教導」と云う律令の実修に実直に努めていた憶良にとって、筑前国司の任が終えて京師へ帰り病床の中で静かに自己が省察された時、「サカシラ」への自覚が空しく消え去ったことを認識する結果となった。その空しさは老病の中で認識されただけに、憶良の悲歎は深い。

我從胎生迄于今日自有修善之志。曾無作惡之心。所以礼拜三宝無日不勤。敬重百神。鮮夜有闕(『沈痾自哀文』)

憶良は「修善の志」はあっても「作惡の心」はなかったと云う。儒教の徳目の実修に勤めた憶良のあり方から見ると、この歎きは当然であろう。神仏への信仰も深く善行の志も浅くない憶良にとって、今病床の中で「士」の不遇を歎かねばならぬのは、人生の無常を認識することではなかった。晩年の連作は、憶良が「士の不遇」を認識した中から人生の無常を導いた結果によって作された三部作であったと云えよう。今、憶良に残されたものは老病と無常と幼い児等とであった。

五 結

憶良が律令政治に深くかかわりを持ったことは、神龜五年以降の一連の作品によって確認することができる。国司の任を実直に遂行した憶良は、その律令政治との接点に於いて「令反感情歌」「思子等歌」^{注23}「鄙歌」「熊癡歌」「貧窮問答歌」「志賀白水郎歌」などの作品

をなす。いずれも国司の重要な職務である「百姓教導」と云う令文を背景として詠まれたものである。

そうした憶良が、今病床にあって「士」は空しくあってはならぬと云う。律令へ実直にかかわりつつも、老病と無常と幼い児等とが残された全てであったのを思えば、「士」は空しくあってはならぬと云う背後に「士」の不遇と云う意識が存在していたことは確かである。

だが、当時の官人には「立名」への意識は表われていない。律令的政治機構が「立名」を促す要素を持っていなかったのである。そういう中で、藤原宇合は「不遇」の詩を詠むが、これは中国詩文に於ける不遇の詩とのかかわりによって認識されたものであると云える。司馬遷・董仲舒に見られる不遇の賦や、その不遇に感じて作した陶淵明の不遇の賦などの詩文に於ける「士の不遇」を詠んだ類型的伝統的詩文が意識されていたのだと云えよう。憶良の「沈疴の時の歌」は、まさにこの「不遇」を悲歎したものであったと考えられるのである。

この「士の不遇」とは、律令官人としての「不遇」を意味するとは直ちに理解できよう。当時の政治姿勢である「徳政」へ実直にかかわることによって選ばれた官人が「善政の官人」であり「賢良方正の士」と呼ばれる官人であった。憶良はこれらの官人に具体的な「士」の姿を当てたのであろう。だが、憶良はこれらの官人の中に「名」を連ねることはなかった。国司として実直にその職務を遂行した憶良にとって、そこに自身を「不遇」と認識する契機があったのだと云える。

これが藤原八束の見舞いを契機として詠まれたことは左注の記す

通りである。八束は憶良を見舞った天平五年ころは十九歳の青年である。朝廷の権力者房前の子である八束は、その有能な力を憶良に意識させたであろうが、その背後には藤原家と云う大氏族の力を憶良は感じ取っていたであろう。いずれ「士」として名を立てるであろう八束の姿に、憶良は自分の老残の姿を認識していたのである。^{注24}左注に「拭涕悲歎口吟此歌」と記すのは、その間の事情を物語っているように。

注1 中西進氏「憶良の出生」『古代文学』九号

2 久松潜一氏「山上憶良と人生」『万葉集の新研究』

3 「貧窮問答歌の成立―憶良文学の結実―」『専修国文』六号

4 『時代別国語大辞典 上代篇』「マストラヲ」の項

5 『万葉集私注』巻六

6 「山上憶良年令考」『万葉集新考』巻五付録

7 一句目「ヲトコヤモ」(攷証)「マストラヲモ」(私注)「ヲノコヤモ」

(代匠記初稿本)。五句目「タタスシテ」(私注)

8 『万葉集新考』巻六

9 「山上憶良の述作」『上代日本文学与中国文学』(中)

10 「六朝風―旅人と憶良―」『万葉集の比較文学的研究』

11 林古溪氏は通行本の訓「遇はざることを悲しむ」に従い、詩の内容

も題意に関係ないとする(『懐風藻新註』)

12 『隋書』(經籍志)には「海内先賢伝四卷 魏明帝 特選」「諸国清賢伝一卷」

「高士伝六卷 皇甫 皇南 監撰」など「士」の伝を集めたものが多い。

13 『漢書』董仲舒伝

14 『漢書』李陵伝

15 『漢書』司馬遷伝

動物の発見

- 16 拙稿「憶良の挽歌―敬和為熊擬述其志歌―」『古典学』六号
 17 拙稿「筑前国志賀白水郎歌―憶良の官僚的側面―」『日本文学』50年3月号

18 「憶良の嗟嘆」『国文学』11の3

19 撫_ニ導_ニ百姓_ニ勸_ニ課_ニ農_ニ桑_ニ心_ニ存_ニ宇_ニ育_ニ能_ニ救_ニ飢_ニ寒_ニ実_ニ是_ニ国_ニ郡_ニ之_ニ善_ニ政_ニ也。若_ニ有_ニ身_ニ在_ニ公_ニ庭_ニ心_ニ願_ニ私_ニ門_ニ妨_ニ奪_ニ農_ニ業_ニ侵_ニ詐_ニ万_ニ民_ニ実_ニ是_ニ国_ニ家_ニ之_ニ大_ニ蠹_ニ也。宜_ニ其_ニ勸_ニ催_ニ産_ニ業_ニ資_ニ産_ニ豊_ニ足_ニ者_ニ為_ニ上_ニ等_ニ雖_ニ加_ニ催_ニ勸_ニ衣_ニ食_ニ短_ニ乏_ニ者_ニ為_ニ中_ニ等_ニ田_ニ疇_ニ荒_ニ廢_ニ百_ニ姓_ニ飢_ニ寒_ニ因_ニ致_ニ死_ニ亡_ニ者_ニ為_ニ下_ニ等_ニ十_ニ人_ニ以_ニ上_ニ則_ニ解_ニ見_ニ任_ニ。又_ニ四_ニ民_ニ之_ニ徒_ニ各_ニ有_ニ其_ニ業_ニ今_ニ失_ニ職_ニ流_ニ散_ニ此_ニ亦_ニ国_ニ郡_ニ司_ニ教_ニ導_ニ無_ニ方_ニ甚_ニ無_ニ謂_ニ也（靈龜元年五月）

20 賜_ニ大_ニ宰_ニ帥_ニ從_ニ三_ニ位_ニ多_ニ治_ニ比_ニ真人_ニ池_ニ守_ニ綾_ニ一_ニ十_ニ疋_ニ絹_ニ廿_ニ疋_ニ綿_ニ三_ニ百_ニ屯_ニ布_ニ一_ニ百_ニ端_ニ褒_ニ善_ニ政_ニ也（養老元年二月）

例えば靈異記に次のような話がある。（古典文学大系による）
 上十六 大和の国に一の丈夫有り。郷里姓名未だ詳かならず。
 天骨不仁生命を殺すことを喜ぶ。其の人、兔を捕へ皮を剥りて野に放つ。

ここに兎がいるように、〈兎〉が発見された。この兎は古事記で神々と話したり、東歌で農民から狙われたりしている兎とは違って

賜_ニ出_ニ雲_ニ守_ニ從_ニ五_ニ位_ニ下_ニ石_ニ川_ニ朝_ニ臣_ニ年_ニ足_ニ繩_ニ卅_ニ疋_ニ布_ニ六_ニ十_ニ端_ニ正_ニ稅_ニ三_ニ万_ニ束_ニ賞_ニ善_ニ政_ニ也（天平十一年六月）など、他にも多い。

21 拙稿「賢良―大伴旅人論―」『上代文学』34号

22 注17参照

23 この「思子等歌」は、土屋文明氏によると「五教」の父義母慈に基づいて部民教導を行ったものとされる（『万葉集私注』巻五）

24 最近土橋寛氏は憶良の「士」の意識を『孝経』の立_ニ身_ニ行_ニ道_ニ揚_ニ名_ニ於_ニ後_ニ世_ニ以_ニ頭_ニ父_ニ母_ニ孝_ニ之_ニ終_ニ也

に典拠を求められ、「孝之終」を全うできなかった憶良が、八束に対して『孝経』の教えを実現できるよう激励したのだとする（『日本文学』51年6月号）。

渡部和雄

る。それは生活的に共存しているだけではなく、人間の意識を侵略するように存在しはじめたのである。意識を侵略するとは〈意識〉を存在せしめることでもある。

然して後に久しくあらざる頃に、毒しき瘡、身に遍く、肌膚ただれそこね、苦しび病むことたぐひなく、終に愈ゆることえず、叫びおらびて死ぬ。